-作業環境測定業務のご案内-



有害な業務を行う **10 種類の作業場**は、作業環境測定を行い、その結果を**記録**することが義務づけられています(労働安全衛生法第 65 条第 1 項)。



〇作業環境測定とは

作業環境には働く人々の健康に悪影響を与えるガス·蒸気· 粉じん等の有害物質や騒音·放射線·高熱等の有害エネルギー が存在します。

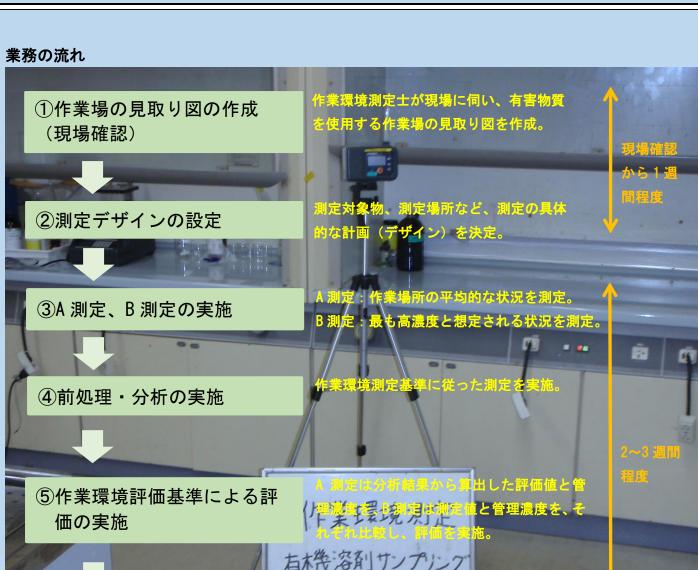


作業環境測定とは、有害因子を作業場から除去、もしくは一 定のレベル以下に管理するために、作業場の空気環境やその 他の環境について、デザイン、サンプリング、分析及びその評 価を実施し、快適な作業環境の実現を目指すものです。



作業環境測定を行うべき作業場の種類

作業場の種類	測定の種類	測定頻度	作業環境測定士によ る測定が必要な作業
粉じんを著しく発散する 屋内作業場	空気中の濃度及び粉じん中の遊離 けい酸含有率	6月以内ごとに1回	•
暑熱、寒冷 または <mark>多湿</mark> の 屋内作業場	気温、湿度、ふく射熱	半月以内ごとに1回	
著しい <mark>騒音</mark> を発する屋内 作業場	等価騒音レベル	6月以内ごとに1回	
坑内 の作業場	炭酸ガスの濃度、気温および通気 量	1月以内ごとに1回 (炭酸ガス) 半月以内ごとに1回 (気温、通気量)	
中央管理方式の空調 設備下の事務所	一酸化炭素および二酸化炭素の含 有率、室温および外気温、相対湿度	2月以内ごとに1回	
放射線業務 を行う作業場	外部放射線による線量当量率およ び空気中の放射性物質の濃度	1月以内ごとに1回	•
特定化学物質を製造ま たは取り扱う作業場	第 1 類物質、第 2 類物質および石 綿の空気中における濃度	6月以内ごとに1回	•
一定の <mark>鉛業務</mark> を行う屋内 作業場	空気中の鉛の濃度	1年以内ごとに1回	•
酸素欠乏危険場所の該 当作業場	空気中の酸素および硫化水素の濃 度	作業開始前等ごと	
有機溶剤 を製造または 取り扱う作業場	当該有機溶剤の濃度	6月以内ごとに1回	•



⑥管理区分(評価)の決定、 報告書の作成 れぞれ比較し、評価を実施。 有材後溶剤サンプリング 第1管理区分:作業環境濃度が適切。

第七管理区分:作業環境濃度に点検、改善の 余地あり。

第3管理区分:作業環境濃度が不適切、点検、 改善を実施する必要あり。

-問い合わせ先-

当事業団は、(放射線を除く)作業環境測定が可能な登録機関です(三重県第24-7号)。測定に係るご依頼・ご相談をお待ちしております。

一般財団法人 三重県環境保全事業団 調査部 第一分析課 瀬古・番土 TEL:059-245-7508 FAX:059-245-7516

HP : http://www.mec.or.jp/

